

佐賀県告示第 94 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項の規定による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 1 項の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成 28 年 3 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
大豊整骨院	佐賀市八戸溝一丁目 14 番 20 号	平成 27 年 7 月 1 日
クローバー整骨院	佐賀市鍋島三丁目 15 番 5 号	平成 27 年 7 月 1 日
藤崎接骨院	杵島郡江北町大字山口 3384 番地 小林アパート土元西側	平成 27 年 10 月 24 日